

2015年2月3日

(株)喜多村 行動計画(第3回)

社員が仕事と子育ての両立がしやすくなるよう、社員全体を含めた働き方の見直しを行う。

1. 計画期間 2015年4月1日～2020年3月31日 までの5年間

2. 内容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 子供が生まれる男性社員が出産前後2週間以内に2日間取得できる特別休暇の取得促進。
取得率60%以上にする

<対策>

- 2015年4月～ 現状の取得率を従業員に周知し、対象者に取得を促す。
- 2020年3月～ 取得率を算出し効果の確認をする。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 計画有給休暇制度を活用し、有給休暇の取得率を70%以上にする。

<対策>

- 2015年4月～ 現状の取得率を従業員に周知し、対象者に取得を促す。
- 2020年3月～ 取得率を算出し効果の確認をする。

目標3 ノー残業デイを活用し、所定外労働時間の削減に取り組む。

<対策>

- 2015年4月～ 現状運用しているノー残業デイの問題点を洗い出し、より利用しやすい制度とする。
- 2020年3月～ 制度変更前後の所定外労働時間数を比較し、効果の確認を取る。